

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
味噌川ダム管理所長 市川 滋己
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 味噌川ダム管理所厨房給湯器交換
2 業務場所 長野県木曽郡木祖村小木曾2058-22 味噌川ダム管理所
3 業務期間 契約締結の翌日から 60 日間
4 内容等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 仕様書に定める業務内容の取扱業者であり長野県に本店または支店があること。
- 3 見積書等
1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送による。
- 3) 見積書提出期限 令和5年11月27日 12時 まで
- 4) 提出先 〒399-6203長野県木曽郡木祖村大字小木曾2058-22
独立行政法人水資源機構味噌川ダム管理所
FAX番号 0264-36-3485
- 5) 担当者 総務班 電話 0264-36-3111
- 6) 質問書提出期限 令和5年11月20日 12時 まで
- 7) 見積回数 2回を限度とする。なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和5年11月28日12時までとします。
- 8) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 5 その他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)のお支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

味噌川ダム管理所厨房給湯器交換 仕様書

I. 施工概要

1. 施工場所 長野県木曾郡木祖村小木曾 2058-22
味噌川ダム管理所
2. 工期 契約締結の翌日から60日まで

II. 施工仕様

1. 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構味噌川ダム管理所（以下「機構」という。）が履行する「味噌川ダム管理所厨房給湯器交換」（以下「業務」という。）に適用する。

2. 業務内容

給湯器の交換（排気筒・保温材取り外し作業を含む）
既設給湯器の処分

3. 安全管理等

作業にあたっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるほか、建物を破損しないよう十分に注意すること。

4. 規格及び数量

4-1 新規購入品

給湯器については、グリーン購入法適合商品とする。

規 格	数 量
リンナイ RUX-V2015SFFUA(A)-E	1台
上記製品又は同等品	

4-2 既存品撤去

規 格	数 量
リンナイ RUX-V2010FFUA-E	1台

5. 施工条件

担当者と日程調整のうえ、機構職員が立会のもと作業を実施するものとする。作業完了後に試運転を実施し、正常な稼働の有無を確認すること。

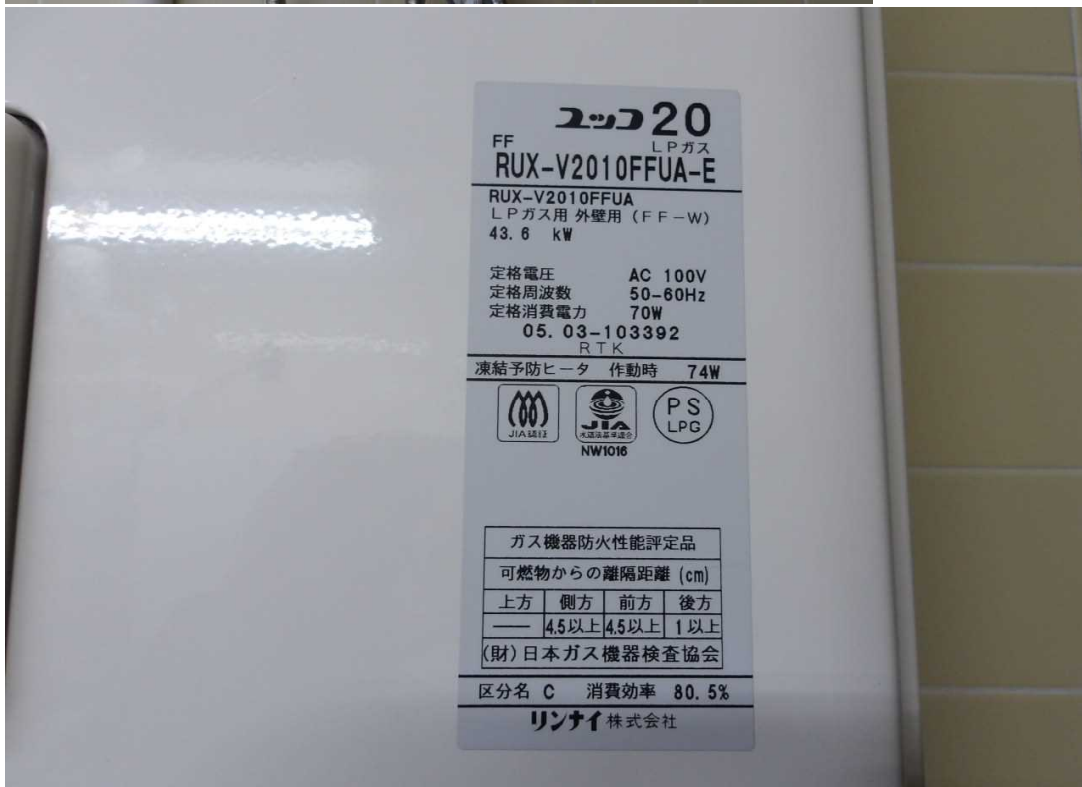
6. 提出図書等

- ・取扱説明書（保証書）

7. その他

本件は、給湯器設置及び撤去処分に必要な全ての費用を含むものとする。

この仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構職員と協議するものとする。



令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
味噌川ダム管理所長 市川 滋己 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和5年11月16日に交付された「味噌川ダム管理所厨房給湯器交換」
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。